

## 議事要旨(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する指針の見直し

冒頭、小賀坂副委員長より、繰延税金資産の回収可能性に関する指針の見直しについての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員等からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 開示(注記)に関する進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局提案に賛成する。税効果会計に関する現行の開示は十分ではないが、開示の見直しを監査委員会報告第 66 号の移管と同時に行うことは困難であると考えている。
  - 開示の見直しにあたって、IFRS や米国会計基準における開示との比較検討を行うことも必要だと考えている。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 基本的には会計処理と開示は同時に検討すべきであり、今回見直しを行った部分については開示の追加の検討が本来は必要である。一方、開示を総合的に検討することがより適切であるとの意見があることも理解している。そのような状況を踏まえ、本公開草案で「コメント募集」において質問事項を設ける進め方に同意する。ただし、「コメント募集」により得られた意見を踏まえ、早急に見直すことが必要であると考えている。
- 「コメント募集」における注記事項に関する質問のうち、第 1 段落、第 3 段落及び第 4 段落は現行の注記事項で十分な開示が行われているかどうかに関連する質問であるのに対し、第 2 段落は本公開草案で提案されている取扱いに伴う注記事項の追加に関連する質問であると理解している。読みやすさの観点から、質問の記載順序について見直しを行ってはどうか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 事務局提案に賛成である。開示に係る審議はまだ十分ではなく、繰延税金資産の回収可能性に関連する開示の有効性やコストについて審議を尽くす必要がある。IFRS における詳細な開示例に関して、目的に沿っているか、有効性があるかについて疑問がある部分もあった。十分に審議を行ってからルールを定めることが適切である。

あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 開示について、今回の公開草案と同時に提案できないということであれば、「コメント募集」において注記事項に関する質問を設けること、その別紙 2 において他の

実務指針に係る審議は速やかに進めていく予定であると記載する対応を図ることで、開示に関する検討が遅れないように審議を進めていただきたい。

#### 適用初年度の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 繰延税金資産の回収可能性の判断を取り扱う適用指針案は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なケースに類似している。その観点からは、減価償却方法の変更のように会計方針の変更として取り扱ったうえで、会計上の見積りの変更と同様に、変更による影響額を損益に反映させる処理と整合的になるように、経過的な取扱いとして適用による影響額の全額を損益に計上することは一定の論拠がある。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 審議資料では、遡及基準において会計基準等の改正に新たな会計基準等の設定が含まれるとされている（第 5 項(1)）ことに基づいて、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するかどうかを議論する論理展開となっている。しかし、遡及基準第 4 項(5)において会計方針の変更とは「従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更すること」とされており、遡及基準第 5 項(1)は、遡及基準第 4 項(5)にいう会計方針の変更に該当するものについて会計基準等の改正に伴う変更と自発的な変更に分類することを定めているものであるため、論理展開の順序としては逆であると考えられる。
- 新たな会計基準等の設定が行われたとしても、ガイダンス・レベルでの設定の場合には、遡及基準に照らして、直ちに会計方針の変更に該当するとは言えないとの論理構成はあり得るのではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 今回の適用指針案の影響による損益が当期に帰属するかどうか疑念が生じかねない点については、固定資産の減損による損失についても当期に帰属するとは必ずしも言えない点で同じである。また、適用による影響を期首の利益剰余金に反映することとした場合、分類変更による操作性の余地が生じる懸念がある。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 適用指針案は監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じた取扱いを基本的に踏襲した上で、運用上の問題点に対応して明確化や改善を図っているものであり、適用による影響額を期首の利益剰余金に加減する取扱いは違和感がある。仮に影響額を損益に反映させたときに、決算数値に重要な影響を及ぼす可能性があるとしても、税率差異の注記などにおいて説明されることが想定され、実質的な問題は生じ得ないと考えられる。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用指針案の適用の結果として重要な影響が生じる場合、その影響をルールの変更に伴う会計方針の変更以外で説明することは難しいのではないかと。
- 審議資料の論理構成については、ご意見を踏まえて見直したい。

#### 早期適用について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 2016 年 3 月期の年度末から早期適用を認める事務局提案に賛成である。今回の適用指針案により、できるだけ早く企業の実態をより適切に反映するようにできることが望ましい。当初想定したより審議が遅れ気味であることを踏まえると、少なくとも早期適用を認めることは必要である。
  - 事務局提案によると、早期適用するにあたって期首の利益剰余金への影響を算定する必要があるが、遡る期間が 1 年に満たないため、実務的に可能である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 今回の適用指針案が、監査委員会報告第 66 号の運用上の問題点に対応して明確化や改善を図ったものであることから、できるだけ早く早期適用を認めることが望ましい。
- 期首に遡って利益剰余金への影響を把握することについての懸念が聞かれている。しかし、影響がある企業は、従来の監査委員会報告第 66 号の下で繰延税金資産について監査人との間で多くの議論を行っている企業であると考えられるため、期首についての資料は既に存在しているのではないかと。1 年前の状況について存在しなかった資料を作成することは容易でないと思われるが、他方で、何年も遡るわけではないため、既に存在している資料を収集することは難しくないと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 今回の適用指針案をできるだけ早く適用できるようにすべきとの意見があることは理解する。ただし、2016 年 3 月期の年度末に早期適用する場合、期首の 2015 年 4 月 1 日に遡って当該時点の状態を確認する必要がある点に懸念がある。遡ることについて準備ができている企業もあるかもしれないが、過去の状態を確認することが難しい場合があると考え。早期適用について、期首に遡ることの難しさが文案に十分に記載されているか、よく検討いただきたい。
- 「コメント募集」において、年度末から早期適用を認めることについて質問を追加することが適切である。
- 強制適用の場合でも、第 1 四半期の決算において期首に遡ることになるから懸念している問題点は同じように生じるとの意見も聞かれているが、強制適用の場合には、前期末において未適用の会計基準等に関する注記として、適用指針案の適用による

影響に関する記述を行うことになるため、早期適用の場合のような懸念は生じないのではないかと。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ ご意見を踏まえ「コメント募集」で質問事項を追加したい。

#### コメント期間について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 公開期間は 2 ヶ月で十分である。今回の公開草案は論点が絞られていること、審議の過程で財務諸表作成者や財務諸表利用者に対する意見聴取（アウトリーチ）が実施されたことにより、2 ヶ月あればコメント形成には十分である。むしろ、できるだけ早く適用指針が最終化されることによって企業の実態がより適切に反映されることが重要である。したがって、適正手続規則において最低限必要とされている 2 ヶ月で十分であると考えます。

#### 適用指針の文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 今回の文案では、長期解消将来減算一時差異について表現を見直し、「回収可能性があると判断できるものとする」との表現が提案されている。監査委員会報告第 66 号における取扱いを踏襲する趣旨であるとの説明は理解したが、同じ表現であっても、監査委員会報告第 66 号における主体は監査人であり、適用指針案における主体は財務諸表作成者であるから、同一の意味にはならない点には留意が必要である。

以 上